

橘小学校等複合化整備事業 要求水準書案の主な修正箇所（新旧対照表）

令和6年5月2日 名古屋市

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）		
51	要求水準書案	v	用語の定義の表	◆ 用語の定義	◆ 用語の定義		
				用語	定義	用語	定義
				(略)		(略)	
				本敷地	本事業で新設施設を整備する敷地をいう。 <u>サブグラウンドは含まない。</u>	本敷地	本事業で新設施設を整備する敷地をいう。
				(略)		(略)	
				既存施設	既存の名古屋市立橘小学校（サブグラウンドを除く。）の校舎その他建築物等をいう。名古屋市生涯学習センター、名古屋市前津福祉会館及び名古屋市前津児童館は含まない。詳細は、要求水準書案による。	既存施設	既存の名古屋市立橘小学校（サブグラウンドを含む。）の校舎その他建築物等をいう。名古屋市生涯学習センター、名古屋市前津福祉会館及び名古屋市前津児童館は含まない。詳細は、要求水準書案による。
				(略)		(略)	
				セルフモニタリング	事業者が実施する業務について本書等を満たしているか、自ら監視・確認する行為をいう。	セルフモニタリング	事業者が実施する業務について本書等を満たしているか、自ら監視・確認する行為をいう。
(略)		(略)					
				建物駐車場	建物の敷地外構に整備する駐車場をいう。		
				平面駐車場	名古屋市立橘小学校のサブグラウンドに整備する平面駐車場をいう。		
				(略)			
52	要求水準書案	vi	参考資料の表 参考c	◆ 参考資料	◆ 参考資料		
				番号	資料名	番号	資料名
				(略)		(略)	
				参考 c	土壌汚染状況	参考 c	地歴調査結果
				(略)		(略)	

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）																																												
53	要求水準書案	2	第1 総則 2 事業内容に関する事項 (5) 本敷地の位置	<p>(5) 本敷地の位置 所在地：愛知県名古屋市中区橋一丁目13番12号</p>  <p>「名古屋市都市計画基本図（令和2・3年）」を加工して作成 図1 位置図</p>	<p>(5) 本敷地の位置 所在地：愛知県名古屋市中区橋一丁目13番12号 <u>愛知県名古屋市中区橋一丁目9番街区（サブグラウンド）</u></p>  <p>「名古屋市都市計画基本図（令和2・3年）」を加工して作成 図1 位置図</p>																																												
54	要求水準書案	9	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 1 敷地条件 (1) 敷地概要 表2-1 敷地概要	<p>表2-1 敷地概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地名地番</td> <td>愛知県名古屋市中区橋一丁目 1301 番</td> </tr> <tr> <td>住居表示</td> <td>愛知県名古屋市中区橋一丁目 13 番 12 号</td> </tr> <tr> <td>事業地面積</td> <td>学校敷地：5,627.99 m²（サブグラウンドを含まない。）</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td>商業地域</td> </tr> <tr> <td>指定建ぺい率</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>指定容積率</td> <td>500%</td> </tr> <tr> <td>防火地域</td> <td>準防火地域</td> </tr> <tr> <td>高度地区</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他地域地区</td> <td>緑化地域、駐車場整備地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、特定用途誘導地区</td> </tr> <tr> <td>土地の所有者</td> <td>名古屋市</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	地名地番	愛知県名古屋市中区橋一丁目 1301 番	住居表示	愛知県名古屋市中区橋一丁目 13 番 12 号	事業地面積	学校敷地：5,627.99 m ² （サブグラウンドを含まない。）	用途地域	商業地域	指定建ぺい率	80%	指定容積率	500%	防火地域	準防火地域	高度地区	—	その他地域地区	緑化地域、駐車場整備地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、特定用途誘導地区	土地の所有者	名古屋市	<p>表2-1 敷地概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地名地番</td> <td>愛知県名古屋市中区橋一丁目 1301 番 愛知県名古屋市中区橋一丁目 901 番、902 番</td> </tr> <tr> <td>住居表示</td> <td>愛知県名古屋市中区橋一丁目 13 番 12 号 愛知県名古屋市中区橋一丁目 9 番街区</td> </tr> <tr> <td>事業地面積</td> <td>6,825.88 m² うち平面駐車場用地 1,197.86 m²</td> </tr> <tr> <td>用途地域</td> <td>商業地域</td> </tr> <tr> <td>指定建ぺい率</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>指定容積率</td> <td>500%</td> </tr> <tr> <td>防火地域</td> <td>準防火地域</td> </tr> <tr> <td>高度地区</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他地域地区</td> <td>緑化地域、駐車場整備地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、特定用途誘導地区</td> </tr> <tr> <td>土地の所有者</td> <td>名古屋市</td> </tr> </tbody> </table>	項目	概要	地名地番	愛知県名古屋市中区橋一丁目 1301 番 愛知県名古屋市中区橋一丁目 901 番、902 番	住居表示	愛知県名古屋市中区橋一丁目 13 番 12 号 愛知県名古屋市中区橋一丁目 9 番街区	事業地面積	6,825.88 m ² うち平面駐車場用地 1,197.86 m ²	用途地域	商業地域	指定建ぺい率	80%	指定容積率	500%	防火地域	準防火地域	高度地区	—	その他地域地区	緑化地域、駐車場整備地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、特定用途誘導地区	土地の所有者	名古屋市
項目	概要																																																
地名地番	愛知県名古屋市中区橋一丁目 1301 番																																																
住居表示	愛知県名古屋市中区橋一丁目 13 番 12 号																																																
事業地面積	学校敷地：5,627.99 m ² （サブグラウンドを含まない。）																																																
用途地域	商業地域																																																
指定建ぺい率	80%																																																
指定容積率	500%																																																
防火地域	準防火地域																																																
高度地区	—																																																
その他地域地区	緑化地域、駐車場整備地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、特定用途誘導地区																																																
土地の所有者	名古屋市																																																
項目	概要																																																
地名地番	愛知県名古屋市中区橋一丁目 1301 番 愛知県名古屋市中区橋一丁目 901 番、902 番																																																
住居表示	愛知県名古屋市中区橋一丁目 13 番 12 号 愛知県名古屋市中区橋一丁目 9 番街区																																																
事業地面積	6,825.88 m ² うち平面駐車場用地 1,197.86 m ²																																																
用途地域	商業地域																																																
指定建ぺい率	80%																																																
指定容積率	500%																																																
防火地域	準防火地域																																																
高度地区	—																																																
その他地域地区	緑化地域、駐車場整備地区、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、特定用途誘導地区																																																
土地の所有者	名古屋市																																																

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）				
55	要求水準書案	10	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 1 敷地条件 (2) 既存施設概要 表2-2 既存施設概要	表2-2 既存施設概要		表2-2 既存施設概要			
				区分	内容	区分	内容		
				学校敷地		学校敷地			
				供用開始	1960（昭和35）年	供用開始	1960（昭和35）年		
				建物用途	小学校	建物用途	小学校		
				構造・規模	合計	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：5,105.23 m² 	構造・規模	合計	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：5,105.23 m²
					北校舎	<ul style="list-style-type: none"> 1960年竣工/築63年 （昭和35,36,37,38,53,54,58増築） 延床面積：2,940 m² RC造（地上4階） 主な諸室：教室、職員室等 		北校舎	<ul style="list-style-type: none"> 1960年竣工/築63年 （昭和35,36,37,38,53,54,58増築） 延床面積：2,940 m² RC造（地上4階） 主な諸室：教室、職員室等
					体育館棟	<ul style="list-style-type: none"> 1983年竣工/築40年 延床面積：2,063.08 m² RC造（地上3階） 主な諸室：体育館、特別教室等 		体育館棟	<ul style="list-style-type: none"> 1983年竣工/築40年 延床面積：2,063.08 m² RC造（地上3階） 主な諸室：体育館、特別教室等
					ポンプ室	<ul style="list-style-type: none"> 1979年竣工/築44年 延床面積：36 m² RC造（地上1階） 主な諸室：ポンプ室 		ポンプ室	<ul style="list-style-type: none"> 1979年竣工/築44年 延床面積：36 m² RC造（地上1階） 主な諸室：ポンプ室
					ポンプ・変電室	<ul style="list-style-type: none"> 1983年竣工/築40年 延床面積：33.75 m² RC造（地上1階） 		ポンプ・変電室	<ul style="list-style-type: none"> 1983年竣工/築40年 延床面積：33.75 m² RC造（地上1階）
					体育器具庫	<ul style="list-style-type: none"> 1990年竣工/築33年 延床面積：32.4 m² S造（地上1階） 		体育器具庫	<ul style="list-style-type: none"> 1990年竣工/築33年 延床面積：32.4 m² S造（地上1階）
				その他	プール	<ul style="list-style-type: none"> 25m×4コース RC造 	その他	プール	<ul style="list-style-type: none"> 25m×4コース RC造
								サブグラウンド	
				倉庫	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：約5 m² S造（地上1階） 				
					<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：約9 m² S造（地上1階） 				
					<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：約6 m² S造（地上1階） 				
					<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：約10 m² S造（地上1階） 				

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）		
56	要求水準書案	11	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 1 敷地条件 (4) 既存インフラ整備状況 表2-3 既存インフラ整備状況	表2-3 既存インフラ整備状況		表2-3 既存インフラ整備状況	
				インフラ	現状	インフラ	現状
				上水道	上水道整備済	上水道	上水道整備済
				下水道	下水道整備済	下水道	下水道整備済
				都市ガス	都市ガス供給済（ <u>現状：本敷地周辺は低圧の本管あり</u> ）	都市ガス	都市ガス供給済 <u>低圧（サブグラウンドの北側のみ中圧B）</u>
				電気	引き込み済（ <u>高圧 6.6kV 1 回線受電方式</u> ）	電気	引き込み済 <u>高圧 6.6kV 1 回線受電方式（サブグラウンドは低圧）</u>
				電話等	引き込み済	電話等	引き込み済
57	要求水準書案	11	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 1 敷地条件 (5) 地盤等の状況 イ 土壌汚染の状況	イ 土壌汚染の状況 (ア) 本敷地の土壌汚染の状況については、「参考c 地歴調査結果」を参考にすることができる。 (イ) 事業者の判断により、必要に応じて追加の土壌汚染調査を行うことができるが、関連して発生する一切の費用については、事業者の負担とする。また、土壌汚染調査結果を理由とした工期延長は認めないものとする。	イ 土壌汚染の状況 (ア) 本敷地の土壌汚染の状況については、「参考c 地歴調査結果」を参考にすることができる。 (イ) 「参考c 地歴調査結果」では、本敷地の土壌汚染のおそれの区分は、 <u>橘小学校敷地は「土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地」、サブグラウンドは「土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地」に分類される。</u> (ウ) 市は、令和6年度にサブグラウンドの土壌調査を実施し、土壌汚染調査の結果、土壌汚染対策が必要となる場合は、令和7年度末までに土壌汚染対策を実施する。 (エ) 「参考c 地歴調査結果」の調査結果によらず、事業者の判断により、必要に応じて追加の土壌汚染調査を行うことができるが、関連して発生する一切の費用については、事業者の負担とする。また、 <u>事業者の判断により実施した土壌汚染調査結果を理由とした工期延長は認めないものとする。</u>		

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）																																																			
58	要求水準書案	11 ・ 12	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新設施設等の要求水準 (1) 施設要件	<p>(1) 施設要件 新設施設は、<u>学校エリア、市民利用施設エリア、共用部、外構から構成するものとし</u>、市民利用施設は、生涯学習センター、児童館、福祉会館で構成される。次に示すほか、施設の詳細、諸室の配置等については「本書及びその別紙」を遵守した上で、事業者の提案とする。 ア～ウ（略）</p> <p style="text-align: center;">表2-4 新設施設の施設要件</p> <table border="1"> <tr> <td>事業地面積</td> <td>5,627.99 m² (サブグラウンドを含まない。)</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>約 10,000 m² (プレイヤード、駐車場、車寄せ、駐輪場を除く。)</td> </tr> <tr> <td>配置</td> <td>橘小学校等複合化整備計画(令和5年3月)の平面計画案及び本書の「別紙13 機能相関図」を参考とし、事業者提案による。</td> </tr> <tr> <td>構造</td> <td>事業者提案による。</td> </tr> <tr> <td>階数</td> <td>地上5階以下</td> </tr> <tr> <td>小学校施設</td> <td>普通教室：15室（特別支援学級の教室を含む。） 特別教室：理科室、家庭科室、音楽室、図工室、メディアルーム、特別活動室等 多目的室、職員室、給食調理場等 トワイライトスクールのプレイルーム等 プレイヤード</td> </tr> <tr> <td>市民利用施設</td> <td>生涯学習センター・福祉会館 集会室：8室 ※目的に合わせた面積を確保すること 健康相談室：1室（福祉会館専用） 児童館 体育室（ホール）（天井高5.5m以上）、遊戯室、クラブ室、乳幼児室、留守家庭児童クラブ室、児童館図書室、ボランティア室：各1室 便所（専用） 交流ホール：1室 ※可能な限り矩形とすること 事務室等</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>小学校用、生涯学習センター用：各1室</td> </tr> <tr> <td>駐車場等</td> <td>身障者用駐車場：4台以上 学校給食用物資搬入車用駐車スペース：1台分 学校緊急用駐車スペース：1又は2台分 車寄せ：事業者提案による。 駐輪場・バイク置場：事業者提案による。</td> </tr> </table> <p>(注) 上記敷地外に別途駐車場を整備する予定（本件発注の対象外）</p>	事業地面積	5,627.99 m ² (サブグラウンドを含まない。)	延床面積	約 10,000 m ² (プレイヤード、駐車場、車寄せ、駐輪場を除く。)	配置	橘小学校等複合化整備計画(令和5年3月)の平面計画案及び本書の「別紙13 機能相関図」を参考とし、事業者提案による。	構造	事業者提案による。	階数	地上5階以下	小学校施設	普通教室：15室（特別支援学級の教室を含む。） 特別教室：理科室、家庭科室、音楽室、図工室、メディアルーム、特別活動室等 多目的室、職員室、給食調理場等 トワイライトスクールのプレイルーム等 プレイヤード	市民利用施設	生涯学習センター・福祉会館 集会室：8室 ※目的に合わせた面積を確保すること 健康相談室：1室（福祉会館専用） 児童館 体育室（ホール）（天井高5.5m以上）、遊戯室、クラブ室、乳幼児室、留守家庭児童クラブ室、児童館図書室、ボランティア室：各1室 便所（専用） 交流ホール：1室 ※可能な限り矩形とすること 事務室等	体育館	小学校用、生涯学習センター用：各1室	駐車場等	身障者用駐車場：4台以上 学校給食用物資搬入車用駐車スペース：1台分 学校緊急用駐車スペース：1又は2台分 車寄せ：事業者提案による。 駐輪場・バイク置場：事業者提案による。	<p>(1) 施設要件 新設施設は、学校エリア、市民利用施設エリア、共用部及び外構で構成するものとし、市民利用施設は、生涯学習センター、児童館及び福祉会館で構成する。次に示すほか、施設の詳細、諸室の配置等については「本書及びその別紙」を遵守した上で、事業者の提案とする。 ア～ウ（略）</p> <p style="text-align: center;">表2-4 新設施設の施設要件</p> <table border="1"> <tr> <td>建物</td> <td>敷地面積</td> <td>5,627.99 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延床面積</td> <td>約 10,000 m² (プレイヤード、<u>建物</u>駐車場、車寄せ、駐輪場を除く。)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>配置</td> <td>橘小学校等複合化整備計画(令和5年3月)の平面計画案及び本書の「別紙13 機能相関図」を参考とし、事業者提案による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>構造</td> <td>事業者提案による。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数</td> <td>地上5階以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小学校施設</td> <td>普通教室：15室（特別支援学級の教室を含む。） 特別教室：理科室、家庭科室、音楽室、図工室、メディアルーム、特別活動室等 多目的室、職員室、給食調理場等 トワイライトスクール（放課後学級）のプレイルーム等 プレイヤード</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市民利用施設</td> <td>生涯学習センター・福祉会館 集会室：8室 ※目的に合わせた面積を確保すること 健康相談室：1室（福祉会館専用） 児童館 体育室（ホール）（天井高5.5m以上）、遊戯室、クラブ室、乳幼児室、留守家庭児童クラブ室、児童館図書室、ボランティア室：各1室 便所（専用） 交流ホール：1室 ※可能な限り矩形とすること 事務室等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体育館</td> <td>小学校用、生涯学習センター用：各1室</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建物駐車場等</td> <td>市民利用施設車いす使用者用駐車場：4台以上 学校給食用物資搬入車用駐車スペース：1台分 学校緊急用駐車スペース：1又は2台分 車寄せ：事業者提案による。 駐輪場・バイク置場：事業者提案による。</td> </tr> <tr> <td>平面駐車場</td> <td>敷地面積</td> <td>1,197.46 m²</td> </tr> <tr> <td></td> <td>駐車場</td> <td>35台以上</td> </tr> </table>	建物	敷地面積	5,627.99 m ²		延床面積	約 10,000 m ² (プレイヤード、 <u>建物</u> 駐車場、車寄せ、駐輪場を除く。)		配置	橘小学校等複合化整備計画(令和5年3月)の平面計画案及び本書の「別紙13 機能相関図」を参考とし、事業者提案による。		構造	事業者提案による。		階数	地上5階以下		小学校施設	普通教室：15室（特別支援学級の教室を含む。） 特別教室：理科室、家庭科室、音楽室、図工室、メディアルーム、特別活動室等 多目的室、職員室、給食調理場等 トワイライトスクール（放課後学級）のプレイルーム等 プレイヤード		市民利用施設	生涯学習センター・福祉会館 集会室：8室 ※目的に合わせた面積を確保すること 健康相談室：1室（福祉会館専用） 児童館 体育室（ホール）（天井高5.5m以上）、遊戯室、クラブ室、乳幼児室、留守家庭児童クラブ室、児童館図書室、ボランティア室：各1室 便所（専用） 交流ホール：1室 ※可能な限り矩形とすること 事務室等		体育館	小学校用、生涯学習センター用：各1室		建物駐車場等	市民利用施設車いす使用者用駐車場：4台以上 学校給食用物資搬入車用駐車スペース：1台分 学校緊急用駐車スペース：1又は2台分 車寄せ：事業者提案による。 駐輪場・バイク置場：事業者提案による。	平面駐車場	敷地面積	1,197.46 m ²		駐車場	35台以上
事業地面積	5,627.99 m ² (サブグラウンドを含まない。)																																																							
延床面積	約 10,000 m ² (プレイヤード、駐車場、車寄せ、駐輪場を除く。)																																																							
配置	橘小学校等複合化整備計画(令和5年3月)の平面計画案及び本書の「別紙13 機能相関図」を参考とし、事業者提案による。																																																							
構造	事業者提案による。																																																							
階数	地上5階以下																																																							
小学校施設	普通教室：15室（特別支援学級の教室を含む。） 特別教室：理科室、家庭科室、音楽室、図工室、メディアルーム、特別活動室等 多目的室、職員室、給食調理場等 トワイライトスクールのプレイルーム等 プレイヤード																																																							
市民利用施設	生涯学習センター・福祉会館 集会室：8室 ※目的に合わせた面積を確保すること 健康相談室：1室（福祉会館専用） 児童館 体育室（ホール）（天井高5.5m以上）、遊戯室、クラブ室、乳幼児室、留守家庭児童クラブ室、児童館図書室、ボランティア室：各1室 便所（専用） 交流ホール：1室 ※可能な限り矩形とすること 事務室等																																																							
体育館	小学校用、生涯学習センター用：各1室																																																							
駐車場等	身障者用駐車場：4台以上 学校給食用物資搬入車用駐車スペース：1台分 学校緊急用駐車スペース：1又は2台分 車寄せ：事業者提案による。 駐輪場・バイク置場：事業者提案による。																																																							
建物	敷地面積	5,627.99 m ²																																																						
	延床面積	約 10,000 m ² (プレイヤード、 <u>建物</u> 駐車場、車寄せ、駐輪場を除く。)																																																						
	配置	橘小学校等複合化整備計画(令和5年3月)の平面計画案及び本書の「別紙13 機能相関図」を参考とし、事業者提案による。																																																						
	構造	事業者提案による。																																																						
	階数	地上5階以下																																																						
	小学校施設	普通教室：15室（特別支援学級の教室を含む。） 特別教室：理科室、家庭科室、音楽室、図工室、メディアルーム、特別活動室等 多目的室、職員室、給食調理場等 トワイライトスクール（放課後学級）のプレイルーム等 プレイヤード																																																						
	市民利用施設	生涯学習センター・福祉会館 集会室：8室 ※目的に合わせた面積を確保すること 健康相談室：1室（福祉会館専用） 児童館 体育室（ホール）（天井高5.5m以上）、遊戯室、クラブ室、乳幼児室、留守家庭児童クラブ室、児童館図書室、ボランティア室：各1室 便所（専用） 交流ホール：1室 ※可能な限り矩形とすること 事務室等																																																						
	体育館	小学校用、生涯学習センター用：各1室																																																						
	建物駐車場等	市民利用施設車いす使用者用駐車場：4台以上 学校給食用物資搬入車用駐車スペース：1台分 学校緊急用駐車スペース：1又は2台分 車寄せ：事業者提案による。 駐輪場・バイク置場：事業者提案による。																																																						
平面駐車場	敷地面積	1,197.46 m ²																																																						
	駐車場	35台以上																																																						

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）
59	要求水準書案	16	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (2) 基本要件 表2-5 新施設の基本要件 大項目4：機能性 項目7：空気環境	7 空気環境 <ul style="list-style-type: none"> 空気環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙07 諸室性能リスト」によること。 シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。 住宅都市局市設建築物（営繕物件）の屋内空气中化学物質濃度測定実施要領に基づき、屋内空气中化学物質の濃度測定を行うこと。 結露防止や防カビの対策を行うこと。 施設内は禁煙とする。 	7 空気環境 <ul style="list-style-type: none"> 空気環境に関する性能は、基本的性能基準の性能水準とし、性能の分類は「別紙07 諸室性能リスト」によること。 シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。 市民利用施設は住宅都市局市設建築物（営繕物件）の屋内空气中化学物質濃度測定実施要領、<u>小学校施設は教室等の屋内空气中化学物質濃度測定実施要領</u>に基づき、屋内空气中化学物質の濃度測定を行うこと。 結露防止や防カビの対策を行うこと。 施設内は禁煙とする。
60	要求水準書案	20	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (5) 配置・動線計画 イ 車両動線 (エ)、(オ)	(エ) 学校給食用物資搬入車、ごみ収集車等の車両の駐車スペースは、敷地東側又は北側にて確保すること。台車による食材等の搬出入、ごみ収集等を容易に行えるよう作業スペースを <u>駐車場</u> に近接して設けること。 (オ) 敷地外から駐車場・駐輪場及び建物への利用者の動線、 <u>駐車場</u> ・駐輪場から建物への動線は、歩車分離を図る等、敷地内における利用者の事故防止に配慮したものとすること。	(エ) 学校給食用物資搬入車、ごみ収集車等の車両の駐車スペースは、敷地東側又は北側にて確保すること。台車による食材等の搬出入、ごみ収集等を容易に行えるよう作業スペースを <u>駐車スペース</u> に近接して設けること。 (オ) 敷地外から <u>建物駐車場</u> ・駐輪場及び建物への利用者の動線、 <u>建物駐車場</u> ・駐輪場から建物への動線は、歩車分離を図る等、敷地内における利用者の事故防止に配慮したものとすること。
61	要求水準書案	23	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (7) 仕上計画	(7) 仕上計画 ア～マ (略)	(7) 仕上計画 ア～マ (略) <u>ミ 体育館を除き、居室となる諸室にはボード等による天井仕上を行うこと。</u>
62	要求水準書案	24	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (9) サイン計画 カ、キ	カ 施設名称表示を道路から視認できる敷地出入口及び主玄関付近の分かりやすい位置にそれぞれ設置すること。 キ 車両の敷地出入口に案内サインを設置するとともに、駐車スペースまで円滑に移動できるよう誘導サインを適宜設置すること。また、 <u>別敷地のサブグラウンド敷地</u> までの案内図についても、 <u>車両運転手に見やすく分かり易いサインを設置すること。</u>	カ 施設名称表示を道路から視認できる敷地出入口及び主玄関付近（ <u>小学校にあってはすべての校門</u> ）の分かりやすい位置にそれぞれ設置すること。また、 <u>小学校については、校章を設置すること。なお、これらの表示の設置場所、大きさ、内容等は、市との協議によるものとすること。</u> キ 車両の <u>出入口</u> に案内サインを設置するとともに、駐車スペースまで円滑に移動できるよう誘導サインを適宜設置すること。また、 <u>平面駐車場から建物まで、建物から平面駐車場までの案内図をそれぞれ平面駐車場、建物の車両運転手に見やすく分かりやすいサインを設置すること。なお、記載内容については、実施設計時に市と協議すること。</u>
63	要求水準書案	28	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (10) 設備計画 イ 電気設備計画 (カ) 弱電設備 a 構内情報通信設備 4点目	・本市が学校教育のために整備している専用ネットワークシステム（以下「名古屋市教育情報ネットワークシステム」という。）を活用し、 <u>学校敷地内のどこでも児童全員が一斉に各自の端末を使用し、インターネット上にある動画（NHK for SchoolやYouTube等）の再生やweb会議システムの利用が円滑に行えるような無線通信環境を整備すること。</u> また、必要な配管配線、電源及び通信機器を含む設備等を整備すること。整備に必要な仕様・位置は、通信事業者と調整を行ったうえで施工を行うこと。さらに、整備する通信機器については、いずれも開校後から最低5年間のハードウェア保証を備えるとともに、保守管理（ネットワークトラブル対応を含む）が簡便に行えるようなソフトウェアを併せて導入すること。想定最大使用人数は、400人程度とする。	・本市が学校教育のために整備している専用ネットワークシステム（以下「名古屋市教育情報ネットワークシステム」という。）を活用し、 <u>学校エリア内どこでも児童全員が一斉に各自の端末を使用し、インターネット上にある動画（NHKfor SchoolやYouTube等）の再生やweb会議システムの利用が円滑に行えるような無線通信環境を整備すること。</u> また、必要な配管配線、電源及び通信機器を含む設備等を整備すること。整備に必要な仕様・位置は、通信事業者と調整を行ったうえで施工を行うこと。さらに、整備する通信機器については、いずれも開校後から最低5年間のハードウェア保証を備えるとともに、保守管理（ネットワークトラブル対応を含む）が簡便に行えるようなソフトウェアを併せて導入すること。想定最大使用人数は、400人程度とする。

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）
64	要求水準書案	29	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (10) 設備計画 イ 電気設備計画 (カ) 弱電設備 a 構内情報通信設備 13点目	・詳細な仕様については、 <u>詳細設計時に市と協議を行うこと。</u>	・詳細な仕様については、 <u>基本設計及び実施設計時に市と協議を行うこと。</u>
65	要求水準書案	29	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (10) 設備計画 イ 電気設備計画 (カ) 弱電設備 b 構内交換機設備 7点目	・施設全体の構内電話交換設備に接続可能なシステムとすること。詳細な仕様については、 <u>詳細設計時に市と協議を行うこと。</u>	・施設全体の構内電話交換設備に接続可能なシステムとすること。詳細な仕様については、 <u>基本設計及び実施設計時に市と協議を行うこと。</u>
66	要求水準書案	30・31	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (10) 設備計画 イ 電気設備計画 (カ) 弱電設備 h 管理用カメラ設備	h 管理用カメラ設備 ・施設内外の防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。 ・施設内外に設置する管理用カメラは、録画機能を有するものとし、建物外の四周、敷地入口、職員・来客用玄関、昇降口、交流ホール、エレベーター内、ポーチ、プレイヤード、正門、運動場、駐車場及び駐輪場が死角なく見渡せるように設置し、市民利用施設エリアのカメラは事務室、小学校エリアのカメラは職員室で映像を見ることができるようになること。詳細な設置場所については、事前に市と協議すること。なお、設置台数・場所については、合理的な理由で市が追加要求した場合は、本事業に含めるものとし、要求水準の変更の対象とはならない。	h 管理用カメラ設備 ・施設内外の防犯監視情報を統括するシステムを構築すること。 ・施設内外に設置する管理用カメラは、録画機能を有するものとし、建物外の四周、敷地入口、職員・来客用玄関、昇降口、交流ホール、エレベーター内、ポーチ、プレイヤード、正門、運動場、 <u>建物駐車場、平面駐車場及び駐輪場が死角なく見渡せるように設置し、市民利用施設エリア及び平面駐車場のカメラは事務室、小学校エリアのカメラは職員室で映像を見ることができるようになること。</u> 詳細な設置場所については、事前に市と協議すること。なお、設置台数・場所については、合理的な理由で市が追加要求した場合は、本事業に含めるものとし、要求水準の変更の対象とはならない。 ・ <u>平面駐車場に設置するカメラの映像を伝送するにあたり、サブグラウンドにネットワーク回線等の引込みが必要な場合には、事業者にて引込みを行うこと。</u> なお、引込みに必要な費用は本事業に含む。
67	要求水準書案	36	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (11) 外構計画 イ 運動場 6点目	・運動場周囲にSUS細目グレーチング蓋付側溝等を設けること。なお、側溝は、車両の進入を考慮した耐荷重性を有するものとする。	・運動場周囲にSUS細目ノンスリップグレーチング蓋付側溝等を設けること。なお、側溝は、車両の進入を考慮した耐荷重性を有するものとする。
68	要求水準書案	36	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (11) 外構計画 ウ 屋外階段・正門 4点目	・正門は、美観や耐久性などに配慮した門扉（レール等を含む。）を設置すること。	・正門は、美観や耐久性などに配慮した門扉（レール等を含む。）を設置すること。 <u>また、ステンレス製大型郵便受け（防滴型、鍵付き）を設置すること。</u>

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）
69	要求水準書案	37	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (1 1) 外構計画 オ 車路 1点目	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学校敷地南側道路に面する敷地内</u>には、車いすでのすれ違いが可能な歩道状空地（幅員2m以上）を設けること。なお、本敷地の外周全てにおいて、必要となる交通標識や街路灯、L字型側溝等を整備すること。また、整備（移設を含む）については、関係機関等と協議・手続きを行い、適切に工事を実施すること。なお、当該協議・手続き及び工事等に必要な費用は事業者負担とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>建物の敷地南側道路に面する外構</u>には、車いすでのすれ違いが可能な歩道状空地（幅員2m以上）を設けること。なお、本敷地の外周全てにおいて、必要となる交通標識や街路灯、L字型側溝等を整備すること。また、整備（移設を含む）については、関係機関等と協議・手続きを行い、適切に工事を実施すること。なお、当該協議・手続き及び工事等に必要な費用は事業者負担とする。
70	要求水準書案	37 ～ 40	第2 施設の機能及び性能に関する要求水準 2 新施設等の要求水準 (1 1) 外構計画 カ～	<p>カ 駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の車両出入口は、道路から分かりやすく、安全を考慮した位置に設けるとともに、出入り等が分かるように見通しを確保すること。 ・<u>学校敷地内に市民利用施設車椅子使用者用を4台、給食用物資搬入車用1台、学校緊急用2台を設けること。</u>給食用物資搬入用は、給食調理室出入口付近に設置し、出入口との段差を無くすとともに、2トン冷凍冷蔵庫1台が駐車できるスペースを確保すること。また、夜間の作業に支障がない位置に外灯を設置すること。 ・夜間の作業音が周辺環境へ騒音とならないよう駐車スペースの位置、遮音壁の設置など対策を行うこと。 ・学校緊急用は、職員用玄関付近に2台分のスペースを確保すること。 ・駐車スペースは乗降しやすい広さを確保すること。また、災害時の救済物資集積場所となるスペースを確保すること。 ・車椅子使用者用は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に規定する建築物移動等円滑化誘導基準及び関係法令等に適合するよう、安全性・利便性を考慮した位置に設置すること。また、<u>車椅子児童の送迎に配慮した動線を確保すること。</u> ・車両の回転半径や全高等を考慮すること。 ・搬出入車両の滞留スペースに十分考慮して計画すること。 ・駐車スペースは、1台ごとに明示し車止めを設けるとともに、駐車区画線、ナンバリング等の路面標示を施すこと。また、時間外の車路への進入を防ぐため、上下可動式バリカーを設けること。 ・適切な箇所に給排水設備を設けること。 ・建築物や周辺環境及び<u>駐車場</u>に調和した外灯計画とすること。外灯は、自動点滅器及び時間点滅が可能な方式とすること。 ・<u>駐車場の平均照度を10Lx以上とすること。</u> 	<p>カ 建物駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地の車両出入口は、道路から分かりやすく、安全を考慮した位置に設けるとともに、出入り等が分かるように見通しを確保すること。 ・<u>建物の敷地内に市民利用施設車いす使用者用を4台、学校給食用物資搬入車用1台、学校緊急用2台を設けること。</u>学校給食用物資搬入用は、給食調理室出入口付近に設置し、出入口との段差を無くすとともに、2トン冷凍冷蔵庫1台が駐車できるスペースを確保すること。また、夜間の作業に支障がない位置に外灯を設置すること。 ・夜間の作業音が周辺環境へ騒音とならないよう駐車スペースの位置、遮音壁の設置など対策を行うこと。 ・学校緊急用は、職員用玄関付近に2台分のスペースを確保すること。 ・駐車スペースは乗降しやすい広さを確保すること。また、災害時の救済物資集積場所となるスペースを確保すること。 ・<u>車いす使用者用は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）に規定する建築物移動等円滑化誘導基準及び関係法令等に適合するよう、安全性・利便性を考慮した位置に設置すること。また、<u>車いす児童の送迎に配慮した動線を確保すること。</u></u> ・<u>舗装は、通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホール、雨水桝及び側溝の蓋等を含め、耐荷重性能等適切な計画とすること。また、通行により舗装面が傷つかないものとする。</u> ・<u>適切な排水性能が継続的に確保でき、環境配慮に努めた舗装の仕様とする。</u> ・車両の回転半径や全高等を考慮すること。 ・搬出入車両の滞留スペースに十分考慮して計画すること。 ・<u>市民利用施設の車いす使用者用の駐車スペースは、1台ごとに明示し、車止めを設けるとともに、駐車区画線、ナンバリング等の路面標示を施すこと。また、時間外の車路への進入を防ぐため、上下可動式バリカーを設けること。</u> ・<u>市民利用施設用の車いす使用者用の駐車スペースには、入口表示灯、満空表示灯、出庫注意灯等、入出庫口において、満空状況や車両の通行等を運転者や通行者に分かるよう表示装置を設けること。</u> ・適切な箇所に給排水設備を設けること。 ・建築物、周辺環境及び<u>駐車スペース</u>に調和した外灯計画とすること。外灯は、自動点滅器及び時間点滅が可能な方式とすること。 ・<u>駐車スペースの平均照度を10Lx以上とすること。</u>

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）
				<p>(新設)</p> <p>キ 車寄せ (略)</p> <p>ク 駐輪場 (略)</p> <p>ケ ごみ置場 (略)</p> <p>コ その他 (略)</p>	<p>キ 平面駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・橋小学校のサブグラウンドに35台以上で可能な限り多くの台数の平面駐 車場を整備すること。 ・学校用の月極駐車場と市民利用施設用の有料駐車場で構成し、それぞ れの台数及び配置については、設計時に市と協議を行うこと。 ・高齢者や乳幼児、障害者・児が利用することを踏まえ、安全性及び利便 性に配慮した構造・設備とすること。 ・ゲート式駐車場とし、敷地内においてイベント等を開催することができ るよう、地面に突起物がないようにすること。ただし、安全性に配慮 し、車止めを設置するものとし、車止めは外周部を除きイベント等の開 催時には容易に脱着できる仕様とすること。詳細な仕様については、基 本設計及び実施設計時に市と協議を行うこと。 ・入出庫は、北側道路からとし、それに伴う歩道の切り下げ及びガードレ ールの撤去について、道路管理者の協議も含めて本事業にて行うこと。 ・敷地四周をフェンス（H=1.8m）で囲い、歩行者用の出入口を設けるこ と。 ・事務室に満空状況の確認及び警報の受信のための監視設備を設けるこ と。なお、休館日や夜間の利用停止、イベント等に備え、手動で満車状 況となるよう事務室から遠隔操作が可能なものとする。 ・全自動精算機及び駐車券発券機を設けること。磁気駐車券・定期券に対 応したものとし、インターホンによる音声案内機能を備えること。認証 機及びインターホン親機は、事務室に設置すること。 ・料金徴収は、現地では行わない。事務室における料金徴収及び認証機に よるシステムとすること。 ・入口表示灯、満空表示灯、出庫注意灯等、入出庫口において、満空状況 や車両の通行等を運転者や通行者に分かるよう表示装置を設けること。 ・周辺道路の混雑回避のため、適切な表示等を設けること。 ・駐車スペースに白線引きを行い、また学校用と市民利用施設用が分かる よう明示すること。 ・車両の回転半径や全高等を考慮すること。 ・舗装は通行する車両の種別に応じて適切な舗装仕上げとし、マンホー ル、雨水桝及び側溝の蓋等も含め耐荷重性能等適切な計画とすること。 また、通行により舗装面が傷つかないものとする。 ・雨水排水流出抑制に配慮し、排水設備を設けること。 ・外灯計画は、周辺環境及び駐車場に調和したものとする。外灯は、 自動点滅及び時間点滅が可能な方式とすること。平均照度は、10Lx以上 とすること。 ・ゲートの遠隔操作、監視設備、インターホン、管理用カメラのためにサ ブグラウンドにネットワーク回線等の引込みが必要な場合には、事業者 にて引込みを行うこと。なお、引込みに必要な費用は本事業に含む。 <p>ク 車寄せ (略)</p> <p>ケ 駐輪場 (略)</p> <p>コ ごみ置場 (略)</p> <p>カ その他 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民利用施設玄関にステンレス製大型郵便受け（防滴型、鍵付き）を 設置すること。
71	要求水準書案	47	第5 建設業務に関する 要求水準 1 総則 (1) 業務の概要	(1) 業務の概要 建設業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、新設施設 の建設工事（外構整備を含む。）を行い、「別紙07 事業者が設置する什 器・備品等一覧」に示された什器・備品等を設置する。	(1) 業務の概要 建設業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、新設施設 の建設工事（外構整備を含む。）を行い、「別紙08 事業者が設置する什 器・備品等一覧」に示された什器・備品等を設置する。

通番	資料	頁	項目名	修正前（下線部は修正箇所）	修正後（下線部は修正箇所）
72	要求水準書案	52	第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (2) 建設業務及びその関連業務	(2) 建設業務及びその関連業務 ア～ヨ（略）	(2) 建設業務及びその関連業務 ア～ヨ（略） ㉔ <u>本業務を行うにあたり、本敷地を現場事務所の設置、工事資材の保管等工事ヤードとして無償で使用することができる。使用にあたっては、防護柵等で区画するなど安全策を講じること。</u>
73	要求水準書案	52	第5 建設業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (3) 完工後業務 イ 実施方法 (ア) シックハウス対策の検査 a	a 事業者は完了検査に先立ち、「住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領」により、本施設の対象室における屋内空気中化学物質濃度測定を実施し、その結果を市に報告すること。なお、事業者が購入する什器・備品設備等についても、搬入後に同様に行うこと。	a 事業者は、 <u>完了検査に先立ち、市民利用施設については「住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領」、小学校施設については「教室等の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領」</u> により、本施設の対象室における屋内空気中化学物質濃度測定を実施し、その結果を市に報告すること。なお、事業者が購入する什器・備品設備等についても、搬入後に同様に行うこと。
74	要求水準書案	61	第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (4) 解体・撤去工事業務及びその関連業務 ア 解体対象施設の概要	ア 解体対象施設の概要 解体対象施設は、 <u>表2-3</u> 既存施設概要による。なお、各解体対象施設の詳細は「別紙09 既存施設位置図」による。	ア 解体対象施設の概要 解体対象施設は、 <u>表2-2</u> 既存施設概要による。なお、各解体対象施設の詳細は「別紙09 既存施設位置図」による。
75	要求水準書案	61	第6 既存施設の解体・撤去等業務に関する要求水準 2 業務の要求水準 (4) 解体・撤去工事業務及びその関連業務 イ 解体・撤去工事要件 (ア)、(イ)	(ア) 第5の2(2)ア～ヨに定めるところによること。 (イ) 解体及び撤去は敷地内に残存する杭等地中残留物も含め全て対象とすること。事業区域内の埋設配管・配線及び柵・側溝等についても全て撤去とする。撤去後は雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。	(ア) 第5の2(2)ア～㉔に定めるところによること。 (イ) 解体及び撤去は敷地内に残存する杭等地中残留物、 <u>フェンス、防球ネット（支柱を含む。）</u> 等外構も含め全て対象とすること。事業区域内の埋設配管・配線及び柵・側溝等についても全て撤去とする。撤去後は雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。
76	別紙02	6/6	■ 基準・指針・仕様書等	遵守すべき法令等 ■ 基準・指針・仕様書等 (略) ・ 住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領（名古屋市住宅都市局） (略)	遵守すべき法令等 ■ 基準・指針・仕様書等 (略) ・ 住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領（名古屋市住宅都市局） ・ <u>教室等の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領（名古屋市住宅都市局）</u> (略)
77	別紙06	70	交流ホール形状	・ 矩形に近い形状とする。 ・ 休憩スペース、新聞・雑誌などの閲覧スペース、利用者の作品等を展示できるスペースなどを設置すること。	・ 矩形に近い形状とする。 ・ <u>可能な限り無柱空間とするなど見通しのよい空間とすること。</u> ・ 休憩スペース、新聞・雑誌などの閲覧スペース、利用者の作品等を展示できるスペースなどを設置すること。